

繁殖農家のみなさまへのお願い

EUにおける規則の変更に伴い、
出生からと畜されるまでの間、『ホスホマイシン』という抗菌剤が投与された牛は、
EU向けに輸出ができなくなります。このため家畜市場や肥育農家から

①『ホスホマイシン』を使用していないことの確認

② 申告書の提出 ※参考様式は京都府のホームページに掲載します

を求められる場合がありますので、ご協力をお願いいたします。



ホスホマイシン不使用申告の対応の流れ

対応1 家畜市場 から求められるケース

家畜市場に子牛を出荷する際、
家畜市場からの求めがあった場合、
『ホスホマイシン』が使用された履
歴がないことを確認の上、申告書
を提出。



対応2 肥育農家 から求められるケース

相対取引や家畜市場における牛の
販売後、肥育農家からの求めが
あった場合、『ホスホマイシン』が
使用された履歴がないことを確認
の上、申告書を提出。



ホスホマイシンとは？

主に子牛の下痢症や肺炎の治療に用いられる抗菌剤であり、使用に当たっては獣医師の処方箋又は指示が必要です。なお、本剤については代替薬が存在します。

①診療獣医師への使用履歴の確認、②自農場に保管している処方箋・指示書等の確認により、ホスホマイシンが使用されていないことを確認の上、申告書の提出のご協力をお願いします。

(問い合わせ先)

京都府畜産課

TEL:075-414-4981 HP:<https://www.pref.kyoto.jp/chikusan/index.html>

農林水産省畜産局食肉鶏卵課食肉鶏卵貿易班

TEL:03-6744-2130

京都府南丹家畜保健衛生所

TEL:0771-42-3308 (夜間・休日も転送機能で連絡可能)